

# 大田区における主な変更点

大田区内での解体・改修工事についての主な変更点は、以下の通りです。

## 令和3年3月31日までの届出工事

### ○事前調査結果について

建設リサイクル法に該当する工事  
及びアスベスト除去作業の要届出工事  
について、区へ届出

## 令和3年4月1日以降の届出工事

80㎡以上の解体工事、100万円以上の  
改修工事等について、環境省の届出シ  
ステムに入力（令和4年度実施予定、  
令和3年度中は従来通り区へ届出）

### ○施工計画書について

区へ届出が必要なアスベスト除去作業  
について、届出書に添付し区へ提出

すべてのアスベスト除去作業につい  
て、作成し現場に備え付け

### ○アスベスト含有塗材の除去について

吹付け施工されたものは法・条例によ  
る届出、吹付けでない工法で施工され  
たものは区要領による届出

電気グラインダー等電動工具を用いる  
除去であれば区要領による届出  
(※)

### ○アスベスト含有成形板の除去について

都の作業上の遵守事項（湿潤化、原形  
のまま手ばらし等）によらない除去で  
あれば区要領による届出

けい酸カルシウム板第1種の切断、破  
砕等による除去は区要領による届出  
(※)

(※) 記載された工法以外であれば湿潤化させて除去する（除去作業の届出不要）  
除去作業は東京都告示（平成26年5月29日告示第830号）による作業上の  
遵守事項に沿って行うこと。

その他、詳細については下記までお問い合わせください。

大田区役所環境対策課環境調査指導担当（大田区蒲田5-13-14 本庁舎8階）

電話：03-5744-1369（直通）